

兵庫県公報

平成25年10月15日 火曜日 第 2535 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正（水産課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	21
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	23
○ 同 上（同）	23
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	24
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	24
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	24
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	26
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	27
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	28
○ 同 上（同）	29
○ 入札公告（管理課）	29
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	32
教育委員会告示	
○ 技能教育のための施設の指定の解除	32
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	33
○ 同 上	33

告 示

兵庫県告示第1214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

森津土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	蜂須賀 久 人	豊岡市森津902番地
同	久保田 茂 一	同 市森津641番地
同	藤 垣 英 樹	同 市森津272番地
同	成 田 市 雄	同 市森津878番地
同	田 中 由 樹	同 市森津79番地の1
監 事	松 田 達 雄	同 市森津211番地
同	藤 原 誠	同 市森津876番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	蜂須賀 久 人	豊岡市森津902番地
同	久保田 茂 一	同 市森津641番地
同	藤 垣 英 樹	同 市森津272番地
同	成 田 市 雄	同 市森津878番地
同	福 井 一 夫	同 市森津99番地
監 事	松 田 達 雄	同 市森津211番地
同	藤 原 誠	同 市森津876番地



兵庫県告示第1215号

平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成25年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に掲げる漁業中淡路島岩屋区域（淡路島岩屋漁業協同組合の地区）の項の前に次のように加える。

兵庫区域 (兵庫漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主としてかごを使用して営む漁業
	4 機船船びき網漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
	6 網漁具を定置して営む漁業
駒ヶ林区域 (神戸市漁業協同組合の地区のうち長田区の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 機船船びき網漁業
	5 八田網漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
須磨区域 (神戸市漁業協同組合の地区のうち須磨区の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 機船船びき網漁業

	5 八田網漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
垂水区域 (神戸市漁業協同組合の地区のうち垂水区の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 機船船びき網漁業
	5 八田網漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
明石浦区域 (明石浦漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業であって播磨灘を主な操業区域とするちんこぎ網漁業
	2 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業であって大阪湾を主な操業区域とするちんこぎ網漁業
	3 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうちちんこぎ網漁業
	4 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち1から3までに掲げる漁業以外の漁業
	5 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業であって播磨灘を主な操業区域とするちんこぎ網漁業
	6 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業であって大阪湾を主な操業区域とするちんこぎ網漁業
	7 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうちちんこぎ網漁業
	8 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち5から7までに掲げる漁業以外の漁業
	9 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業のうちちんこぎ網漁業
	10 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業のうち9に掲げる漁業以外の漁業

	11 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業のうちたちうおひきなわ漁業
	12 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業のうち11に掲げる漁業以外の漁業
	13 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	14 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から13までに掲げる漁業以外の漁業
林崎区域 (林崎漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業及びのり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として吾智網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業及びのり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として吾智網を使用して営む漁業
	3 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	4 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	5 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	6 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	7 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業
	8 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業
	9 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から8までに掲げる漁業以外の漁業
江井ヶ島区域 (江井ヶ島漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼ又は刺網を使用して営む漁業
	4 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼ又は刺網を使用して営む漁業

	5 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
	7 網漁具を定置して営む漁業
東二見区域 (東二見漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	4 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業
	5 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業
	6 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	7 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	8 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から7までに掲げる漁業以外の漁業
西二見区域 (西二見漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
播磨町区域 (播磨町漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業

別府町区域 (東播磨漁業協同組合の地区のうち別府町、尾上町口里及び野口町の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
尾上区域 (東播磨漁業協同組合の地区のうち別府町区域を除く区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
高砂区域 (高砂漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
	5 網漁具を定置して営む漁業
伊保区域 (伊保漁業協同組合の地区のうち曾根町区域を除く区域)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
	6 網漁具を定置して営む漁業
曾根町区域 (伊保漁業協同組合の地区のうち曾根町の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
大塩町区域 (姫路市漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

のうち姫路市大塩町の区域)	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
的形区域 (姫路市漁業協同組合の地区のうち姫路市的形町の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
八木区域 (姫路市漁業協同組合の地区のうち姫路市木場、八家及び東山の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
白浜区域 (姫路市漁業協同組合の地区のうち姫路市白浜町妻鹿漁港の西船溜まりを除く姫路市白浜町の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
姫路市中部区域 (姫路市漁業協同組合の地区のうち姫路市白浜町妻鹿漁港の西船溜まり並びに飾磨区妻鹿、阿成及び西浜橋地先並びに広畑区の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
飾磨区域 (姫路市漁業協同組合の地区のうち姫路市飾磨区妻鹿、阿成及び西浜橋地先を除く飾磨区の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	4 網漁具を定置して営む漁業
大津区域 (姫路市漁業協同組合の地区のうち姫路市大津区の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
網干区域 (姫路市漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

のうち姫路市網干区の区域)	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	4 網漁具を定置して営む漁業
家島区域 (家島漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
	5 網漁具を定置して営む漁業
坊勢区域 (坊勢漁業協同組合の地区)	1 漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 漁船漁業を専業としない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として刺網、かご及びたこつぼを使用して営む漁業
	4 漁船漁業を専業としない者が営む総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として刺網、かご及びたこつぼを使用して営む漁業
	5 のり養殖業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び漁船漁業を専業とする者が主として総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	6 機船船びき網漁業と魚類養殖業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及びまき網漁業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	7 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から6までに掲げる漁業以外の漁業
	8 まき網漁業
	9 網漁具を定置して営む漁業
苅屋区域 (岩見漁業協同組合の地区のうちたつの市御津町苅屋の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船による漁業
	2 網漁具を定置して営む漁業
岩見区域 (岩見漁業協同組合の地区のうち苅屋区域を除く区域)	1 総トン数10トン未満の漁船による漁業
	2 網漁具を定置して営む漁業

室津区域 (室津漁業協同組合の地区)	1 漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 漁船漁業を専業としない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
	7 総トン数10トン以上100トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業
	8 網漁具を定置して営む漁業
相生区域 (相生漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	4 網漁具を定置して営む漁業
坂越区域 (赤穂市漁業協同組合の地区のうち坂越の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
	5 網漁具を定置して営む漁業
赤穂区域 (赤穂市漁業協同組合の地区のうち赤穂の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	4 網漁具を定置して営む漁業

福浦区域 (赤穂市漁業協同組合の地区のうち福浦の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
由良町区域 (由良町漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
東由良区域 (東由良町漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	4 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
洲本区域 (洲本漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
炬口区域 (炬口漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2までに掲げる漁業以外の漁業
	4 網漁具を定置して営む漁業

塩田区域 (津名漁業協同組合の地区のうち塩尾、下司及び里の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	3 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
	5 網漁具を定置して営む漁業
志筑浦区域 (津名漁業協同組合の地区のうち志筑及び洲本市安乎町の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
生穂区域 (津名漁業協同組合の地区のうち生穂及び大谷の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
佐野区域 (津名漁業協同組合の地区のうち佐野の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数20トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
釜口区域 (仮屋漁業協同組合の地区のうち釜口の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業

	4 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
	6 網漁具を定置して営む漁業
仮屋区域 (仮屋漁業協同組合の地区のうち下田、谷、仮屋及び久留麻の区域)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
	6 網漁具を定置して営む漁業
浦区域 (仮屋漁業協同組合の地区のうち浦、浜、楠本、小磯、大磯、河内、白山及び中持の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	4 網漁具を定置して営む漁業
森区域 (森漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業

浜坂区域（浜坂漁業協同組合の地区）の項の前に次のように加える。

富島区域 (富島漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうちたこびき網漁業
	2 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうちたこびき網漁業

	4 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業であって、3に掲げる漁業以外の漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	7 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から6までに掲げる漁業以外の漁業
	8 網漁具を定置して営む漁業
浅野区域 (浅野浦漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
育波浦区域 (育波浦漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	3 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
室津浦区域 (室津浦漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	4 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	5 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
尾崎区域 (一宮町漁業協同組合の地区のうち尾崎の区域)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

	3 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	4 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
郡家区域 (一宮町漁業協同組合の地区のうち郡家の区域)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	4 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
江井区域 (一宮町漁業協同組合の地区のうち江井の区域)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	4 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
都志区域 (五色町漁業協同組合の地区のうち都志の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
鳥飼区域 (五色町漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業

のうち鳥飼の区域)	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
湊区域 (湊漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として八田網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により1に掲げる漁業以外の漁業を主として営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業並びに網漁具を定置して営む漁業
丸山区域 (南あわじ漁業協同組合の地区のうち阿那賀志知川、阿那賀西路及び阿那賀(木場、小木場、小磯、松ヶ谷、端所及び島)の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
阿那賀区域 (南あわじ漁業協同組合の地区のうち丸山区域を除く区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業及び網漁具を定置して営む漁業
福良区域 (福良漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうちちんこぎ網漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち1に掲げる漁業以外の漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
南淡区域 (南淡漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	4 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	5 網漁具を定置して営む漁業

沼島区域 (沼島漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	4 機船船びき網漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
	6 網漁具を定置して営む漁業
津居山区域 (但馬漁業協同組合の地区のうち豊岡市小島、瀬戸、津居山、気比及び田結の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業
竹野区域 (但馬漁業協同組合の地区のうち豊岡市竹野町の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び網漁具を定置して営む漁業
柴山区域 (但馬漁協同組合の地区のうち香美町香住区沖浦、上計、浦上、無南垣、訓谷、安木及び相谷の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業
香住区域 (但馬漁業協同組合の地区のうち柴山区域を除く香美町香住区の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船によりかごを使用してかにをとることを目的とする漁業
	4 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	5 網漁具を定置して営む漁業

附 則

次に掲げる告示は廃止する。

- (1) 漁業災害補償法の規定による一定の区域並びに漁業の区分（昭和49年兵庫県告示第2566号）

- (2) 漁業災害補償法の規定による一定の区域及び漁業の区分（昭和50年兵庫県告示第314号）
- (3) 漁業災害補償法の規定に基づく区域及び区分を定めたもの（平成15年兵庫県告示第517号）
- (4) 漁業災害補償法に基づく共済加入区の設定（平成15年兵庫県告示第681号）
- (5) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成15年兵庫県告示第1099号）
- (6) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成15年兵庫県告示第1120号）
- (7) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成15年兵庫県告示第1165号）
- (8) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成15年兵庫県告示第1231号）
- (9) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成16年兵庫県告示第920号）
- (10) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成16年兵庫県告示第1319号）
- (11) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成17年兵庫県告示第910号）
- (12) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成19年兵庫県告示第613号）
- (13) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成20年兵庫県告示第1017号）
- (14) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成21年兵庫県告示第655号）
- (15) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成21年兵庫県告示第995号）
- (16) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成21年兵庫県告示第1123号）
- (17) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成22年兵庫県告示第592号）
- (18) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成22年兵庫県告示第959号）
- (19) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成23年兵庫県告示第265号）
- (20) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成23年兵庫県告示第480号）
- (21) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成23年兵庫県告示第883号）
- (22) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成24年兵庫県告示第14号）
- (23) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成24年兵庫県告示第170号）
- (24) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成24年兵庫県告示第1044号）
- (25) 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（平成25年兵庫県告示第225号）



兵庫県告示第1216号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱マテリアル株式会社明石製作所
明石市魚住町金ヶ崎西大池179番地 1
明石製作所長 青 木 太 一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱マテリアル株式会社明石製作所
明石市魚住町金ヶ崎西大池179番地 1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
能	力	200本／3時間
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 7 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後

使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	9時～翌6時 12時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	12.9	13.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,100	3,200
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,800	2,700
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	940	1,400
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	55	83
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	23	35
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	32	48
	シ ア ン 化 合 物 (単位 mg/L)	0.4	0.6
	1 , 4 - ジ オ キ サ ン (単位 mg/L)	0.16	0.24
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.14	0.19	

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年10月15日から同年11月5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第1217号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
常務執行役員高砂工業所長 川勝厚志
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号

(3) 特定施設に関する事項

種	類	33号口 水洗施設	47号イ 動物原料処理施設		
能	力	576m ³ /日	卵 2,500個/時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	0時～24時 12時間		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2～5.5	2～6	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	249	290	1,500	1,500
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	18	23	75	75
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	48	48	130	130
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	8	8	1	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	3	5	7	7
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		530	708	0.4	0.5

備考 汚水等は外部委託処理するとともに、既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

47号口 ろ過施設	
ろ過面積11m ²	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
6～8	6～8
—	—
50	50
1	1
2	2
0.1	0.1
13	13
4	5

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年10月15日から同年11月5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第1218号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社正徳
姫路市木場1338番地
代表取締役 正徳英俊
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社正徳 福崎工場
神崎郡福崎町西治1101番11
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	17号 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 (No. 1)	17号 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 (No. 2)			
能 力	300kg/時	120kg/時			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	9時～16時 5～7時間	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5～9	5～9	5～9	5～9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000	1,250	1,000	1,250
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	500	625	500	625
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	350	500	350	500
	窒素含有量 (単位 mg/L)	35	50	35	50
	りん含有量 (単位 mg/L)	4	6	4	6

	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	50	75	50	75
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		1.5	2.1	1.5	2.1

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	揺動床式排水処理施設			
型	式	L I X I L 揺動床式排水処理施設			
構	造	鉄筋コンクリート製			
主 要 寸 法		18.45m×19.05m×7.5m			
能 力		200m ³ /日			
汚 水 等 の 処 理 方 式		生物処理			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5~9	5~9	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,000	2,500	10	20
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000	1,250	15	20
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	700	1,000	15	20
	窒素含有量 (単位 mg/L)	70	100	10	20
	りん含有量 (単位 mg/L)	8	12	1	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	100	150	5	5
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m ³ /日)		180	200	180	200

(5) 排出水の汚染状態及び量

排 水 口 名		No. 1	No. 2～4
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	180	雨 水 専 用 排 水 口
	最 大	200	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	5.8～8.6	
	最 大	5.8～8.6	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	10	
	最 大	20	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	15	
	最 大	20	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	15	
	最 大	20	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	10	
	最 大	20	
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	1	
	最 大	1	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	5	
	最 大	5	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年10月15日から同年11月5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び神崎郡福崎町住民生活課



兵庫県告示第1219号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年10月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間
平成25年8月1日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
神戸市垂水区の一部



兵庫県告示第1220号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年10月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量）

- (2) 作業期間
平成25年7月29日から同年9月25日まで
- (3) 作業地域
尼崎市東大物町2丁目ほか
- 2(1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成25年8月13日から同年9月25日まで
- (3) 作業地域
尼崎市金楽寺町2丁目ほか



兵庫県告示第1221号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨北播磨県民局長から報告があった。

平成25年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
 - 商号又は名称 有限会社関西リゾート
 - 代表者氏名 岡 田 進
 - 事務所所在地 加東市横谷798—111
 - 免許番号 兵庫県知事(1)第350406号
 - 免許年月日 平成21年11月16日
- 2 処分の内容
平成25年10月11日から同年11月12日までの33日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲
宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第1222号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、丹波市石生駅西土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった

平成25年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	氏 名	住 所
理 事 長	梅 澤 忠 司	丹波市氷上町石生2539番地
副理事長	井 本 孝 正	同 市氷上町石生1043番地
同	里 文 夫	同 市氷上町石生838番地3
理 事	池 上 和 史	同 市氷上町石生863番地
同	井 本 全 孝	同 市氷上町石生440番地1
同	岡 耕 三	同 市氷上町石生1114番地
同	荻 野 雅 好	同 市氷上町石生1034番地
同	吉 住 健 治	同 市氷上町石生1031番地1
同	吉 住 達 博	同 市氷上町石生955番地
同	吉 住 元 宏	同 市氷上町石生861番地

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）

第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成25年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成25年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぴあぴあ会

イ 代表者の氏名 平 山 まゆみ

ウ 主たる事務所の所在地 三木市志染町西自由が丘1丁目486番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、知的・身体障がい者（児）とその家族に対して生活支援・就労支援・社会参画に関する事業等を行い、もって障がい者（児）自身が積極的に社会参加し、自立・共生・安心して地域で暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成25年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あつと但馬

イ 代表者の氏名 岡 坂 遼 太

ウ 主たる事務所の所在地 美方郡新温泉町用土113番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、但馬地方の高齢者を紹介するウェブサイトの運営とそれに関わる事業および但馬地域内の高齢者団体の情報化支援を行い、地域振興と高齢者の活性化に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成25年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ユーズ宝島

イ 代表者の氏名 加 藤 治

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市高松町2番53号

エ 定款に記載された目的

この法人は、他の公益団体、関係諸機関と連携を図りつつ、使える廃棄物の再利用を実現してゴミの減量を図り、循環型社会を確立して地域住民の生活環境の向上を図るとともに、環境の保全に関する活動を実践して、国際社会の発展向上に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成25年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハタラク支援協会

イ 代表者の氏名 河 本 尚 吾

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市栗山町126番地 イノウエビル2F

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の若者や企業に対して、コミュニケーション訓練や就労体験型の職業訓練、相談、カウンセリングや情報提供などの事業を行い、企業の求める若い人材と若者の求める企業との合致を図ることによって、ニートやひきこもりなど働くことに悩みを抱える若者の自立と社会参加を促し、雇用促進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成25年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人たんばコミュニティネットワーク

イ 代表者の氏名 足 立 宣 孝

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市氷上町市辺687番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、丹波地域及びその周辺に居住する住民に対して、コミュニティFM局の設立・運営に関する事業を行い、地域づくりや福祉、防災、子育てなど市民生活の向上に係る情報を発信する活動を通

じて、たんば地域の市民生活に密着した事業を行い、地域の経済や文化の振興に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成25年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成25年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人PDA JAPAN

イ 代表者の氏名 植 崎 亨

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区六甲台町7番19—105号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本とタイが中心となりアジア全土の国民に対して、保健・医療・教育・産業の分野で、国際協力に関する事業を行うとともに、国内での社会的要支援者に対する支援活動を行い、国際平和と環境維持に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成25年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人淡路島ファミリーサポートセンターまあるく

イ 代表者の氏名 田 村 眞 也

ウ 主たる事務所の所在地 淡路市生穂1717—1 メイプルハイツⅢA101

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢・疾病・心身障害や保育・子育て等の理由で、快適な日常・普段の生活、自分らしい・自分が望む生活を続けるのに支障のある方々に、その望みが叶えられるようお手伝い・サポートする事業を行い、健康や福祉の増進並びに保育・子育てを支援すると共に、広く一般に対して、介護及び保育や子育てに関する啓発を行い社会教育の推進に貢献することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成25年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人CSウオッチ

イ 代表者の氏名 鈴 木 義 一

ウ 主たる事務所の所在地 明石市朝霧山手町3番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、介護サービス事業者に対し、利用者のCS（カスタマーサティスファクション：顧客満足度）の視点にたち、介護サービスの質向上に関する事業を行い、利用者が満足する介護サービス提供に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成25年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人未来の環境を考える会

イ 代表者の氏名 北 川 博

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区御影山手六丁目5番32号

エ 定款に記載された目的

この法人は、緊急災害時から、国民の生命、財産を守るための活動を行うと共に、豊かな環境を次の世代に引き継ぎ、安全な地域づくりに寄与すること、また快適な住環境を確保する事を目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成25年9月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

名称 バリユープラザ香住店
住所 城崎郡香住町香住882—1ほか

イ 変更後

名称 香住パーク
住所 美方郡香美町香住区香住字真新場882番1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社トヨタ
住所 豊岡市京町7番16号
代表者の氏名 辻 勝 藏

イ 変更後

名称 株式会社トヨタ
住所 豊岡市庄境115番地の1
代表者の氏名 宮 下 雅 則

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社トヨタ	豊岡市京町7番16号	辻 勝 藏
株式会社吉久	城崎郡香住町香住882—1	吉 本 洋 介
ゴダイ株式会社	姫路市駅前町268	浦 上 晃 之

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社トヨタ	豊岡市庄境115番地の1	宮 下 雅 則
株式会社吉久	美方郡香美町香住区香住885番地の1	吉 本 洋 介
ゴダイ株式会社	姫路市錦町104番地スクエアビル2F	浦 上 晃 之

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成25年9月1日ほか

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月20日ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月20日ほか

5 届出年月日

平成25年9月13日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成25年10月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年2月17日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市別所町高木字皿池722番1、723番1、724番3、697番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市別所町小林688番地の6
有限会社一道 取締役 藤 本 勝
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年5月30日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－4号（25三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町東南字羽子田371番1、371番5から371番7まで、372番1、372番6から372番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町東南276番地
陸 井 頼 右
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年5月28日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1－10号（25太子）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年10月15日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
ICTスクールコンピューター式（賃貸借）
（ノートパソコン 954台）
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 契約期間
平成26年1月8日（水）から平成31年1月7日（月）まで（5年間）
 - (4) 納入場所
県立東灘高等学校ほか 計156箇所（詳細は別途指定する場所とする。）
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
 - ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局管理課 担当 井上
電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928
 - イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成25年10月15日（火）から同月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - ウ 入札・開札の日時及び場所
平成25年11月25日（月）午後2時 兵庫県庁西館1階 小入札室
 - エ 入札書の提出期限
上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成25年11月22日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
 - (2) 電子による入札
「兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
 - ア 参加申込みの期間
平成25年10月15日（火）午前9時から同月29日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - イ 入札の日時
平成25年11月18日（月）午後5時から同月25日（月）午後2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
 - ア 受付期間
平成25年10月16日（水）から同年11月11日（月）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）
なお、電子入札システムによる場合は、平成25年10月16日（水）から同月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、10月29日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。
 - イ 受付場所
前記3(1)アに同じ。
 - ウ 提出書類
 - (イ) 事前協議申込書
 - (ロ) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
 - エ 提出方法
電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成25年11月18日（月）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年11月22日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成25年12月9日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

- ICT School Computer System, 1 set (Lease)
- (3) Lease period: January 8, 2014 - January 7, 2019
- (4) Delivery location:
Hyogo Prefectural Higashinada senior High School (50 Fukaehama-cho, Higashinada-ku, Kobe, Hyogo) and 155 other places (as specified in the tender documentation)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 October 29, 2013
- (6) Deadline for tender:
14:00 November 25, 2013 by direct delivery and electronic bidding system
17:00 November 22, 2013 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms. Inoue, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4936

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第84号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年10月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈 蔵

表南あわじ市の項中

「

南あわじ市老人憩の家ふくら荘	南あわじ市福良乙758
南あわじ市ふるさと活性化センター	南あわじ市福良甲1528—4

」

を

「

南あわじ市老人憩の家ふくら荘	南あわじ市福良乙758
----------------	-------------

」

に改める。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第10号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第36条の規定により、次の技能教育のための施設の指定を解除した。

平成25年10月15日

兵庫県教育委員会
委員長 西村 亮 一

- 1 技能教育のための施設の名称等
平田調理専門学校（赤穂郡上郡町上郡31番地1）
- 2 連携措置に係る科目の名称
栄養学、食品学、調理理論、食品衛生学
- 3 連携先高等学校の名称等

兵庫県立網干高等学校通信制課程（姫路市網干区新在家259番地の1）

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年10月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
運転免許用電子計算機システム機器（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月27日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
11,981,550円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成25年8月16日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年10月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
運転者管理システムネットワーク等（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月27日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
4,868,850円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成25年8月16日